

令和7年4月1日

関係者各位

総務部経理課長
(担当：契約係)

前金払の対象範囲の変更について

新潟市水道局契約規程第26条の規定により、随意契約が可能となる金額が引き上げられたことから、前金払の対象金額の引き上げを実施します。

記

1 前金払の対象となる案件

- (1) 予定価格400万円超の建設工事
- (2) 予定価格200万円超の建設コンサルタント業務

2 施行期日

令和7年4月1日以降の指名通知、入札公告案件から実施

3 経過措置

施行期日前に指名通知、入札公告を行った、建設工事及び建設コンサルタント業務の前金払については、従前の取扱いとする。